

## 1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

### 傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、傍聴人なし。

## 2 署名委員の選任

議 長 署名委員に藤倉利則農業委員、鈴木智一農業委員を選任した。

## 3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に田中農業委員会事務局長、書記に大畑次長、関根副主幹、長澤主任を任命した。

## 4 議 事

### 議案第29号

### 農地法第3条の許可申請について

議 長 議案第29号申請番号1番について事務局に説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。申請番号1、地区は上平地区、権利は賃借権。所在は大字菅谷字西南通の1筆で、地目は登記、現況ともに畑である。現地の案内・説明をしたのち、農地の状況を報告した。譲渡人の方は規模縮小、譲受人は新規就農。

議 長 この件につきまして、現地調査がされているかと思しますので、担当の委員さんより報告をお願いいたします。

(担当委員) 上平地区の平野修一委員より報告があった。9月19日午前10時30分、内田委員、市村委員、大塚委員の4名で現地調査を行った。現地は綺麗に管理されております。譲受人はNPO法人で営農計画書ではサツマイモや路地野菜を栽培し、福祉と農業を連携し、農作業を通して、社会との関わりを持ちたいということでした。事務所から圃場には送迎することによって、近隣への交通の影響はないと考えている。また、農地として耕作する旨、誓約書が提出されている。

議長 申請人入室を促した。  
<申請人入室>

申請人 自己紹介を行った。

議長 本件について意見を求めた。

市村推進委員 現在、何名の方が通われているのか。

申請人 現在、34名が契約しており、平均29名が通っております。

新木農業委員 34名の年齢はどのくらい。

申請人 19歳から64歳で30代が多く、男女比は同じ。

新木農業委員 どのような障害を持っているのか。

申請人 知的障害や精神障害の他に車椅子の方、身体麻痺の方が3、4名。

内田農業委員 サツマイモや玉ねぎとのことだが、栽培経験はあるのか。また、もし栽培が上手くいったら、農地を拡張する予定はあるのか。

申請人 あります。

平野農業委員 収穫物を加工販売することだが、販売先とかは決まっているのか。

申請人 始めたばかりのため未定である。サツマイモに特化した施設を考えているが、まずはサツマイモが自分たちできちんと出来るかどうかというところです。

内田農業委員 サツマイモは種類が沢山あるので、加工することを前提に苗を植えた方が良い。

平野推進委員 サツマイモを年間通じて使おうとする場合、低温だと腐ってしまうので、貯蔵についても考えた方がよい。

議長 他に質問がありますか。無ければ質問は以上とさせていただきます。

議長 <申請人退出>

議長 議長案第29号について採決を行ったところ、全員賛成で承認することを宣した。

議長 議長案第30号 農地法第5条の許可申請について

議長 議長案第30号申請番号1について事務局に説明を求めた。

事務局 議長案書を朗読した。申請番号1、地区は上平地区、権利は所有権。所在は大字平塚字西原の1筆で、地目は登記、現況ともに畑である。形態は転用、用途は駐車場敷地。施設はアスファルト舗装。こちらは建物の建築はありませんので開発許可不要。農地区分は第2種農地。

議長 この件につきまして、現地調査がされているかと思しますので、担当の委員さんより報告をお願いいたします。

(担当委員) 上平地区の市村委員より報告があった。9月19日、内田委員、平野委員、大塚委員の4名で現地調査を行った。土地の管理者がいないため、周りに数本の木が生えており、中も草が茂っているが、一部で誰かが家庭菜園をされているようでカボチャが作付けされていた。それほど荒れた状態でなく草地になっております。周囲3方向は畑ではなく、反対側に畑があるが道路を隔てており、駐車場としての利用なので、周囲に与える影響は特にないと判断した。また、駐車場がアスファルト舗装だが、出来れば浸透舗装が良いと。浸透性のあるアスファルト敷きを改善していただけるといいのではないかなと、上平地区の委員の中で考えております。

議長 本件について意見を求めた。

議長 新木農業委員 道路からの地盤高はどの位あるのか。

議長 内田農業委員 写真で見ると道路より、かなり盛り上がりが見えるが、草を刈ると平らである。それほど高低差

はない。

新木農業委員  
事務局

駐車場として造成すると思うが、三方向はフェンスを設置するのか。

住宅側には既にフェンスがあり、残り三方向は囲いを設置しないと聞いている。また、近隣住民とトラブルのないように話しております。

議長  
申請人

本件について他に意見を求めたが意見がないため、第30号議案について採決を行ったところ、全員賛成で承認することを宣した

**議案第31号**

**相続税の納税猶予に関する適格者証明願について**

議長

上尾市農業委員会会議規則第10条の規定により、関係する委員は議事に参与できないので、この議案に関係する藤波委員に退席を求めた。

<委員退出>

議長  
事務局

議案第31条申請番号1について、事務局に説明を求めた。

議案書を朗読。地区は大谷地区。所在は大宇領家字石上の3筆。地目は登記現況とも畑。猶予区分、相続発生日、続柄等を説明。

議長

この件についても、現地調査がされているかと思しますので、担当の委員さんより報告をお願いいたします。

(担当委員)

大石地区の矢部委員より報告があった。9月21日、当事者の藤波委員、山岸委員、橋本委員、小川委員の5名で現地調査を行った。非常に良く管理されており、今後も継続するとのことで、問題は特にないと判断した。

議長

本件について意見を求めたが意見がないため、第31号議案について採決を行ったところ、全員賛成で承認することを宣した。

一時退席した藤波委員に入室を促した。

<委員入室>

**議案第 3 2 号**

**農地利用最適化推進委員の辞任について**

議 長  
事 務 局

議案第 3 2 号について、事務局に説明を求めた。

辞任に至る経緯を説明する。推進委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第 23 条に、推進員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」とされており、健康上の理由により今まで通りの活動ができないため、正当な理由と判断した。

議 長  
内田農業委員  
事 務 局

この件について意見を求める。

任期がまだ残っているが、新たに委員を選ぶのか。或いは欠員のままにしておくのか。

推進委員に欠員が生じた場合は、速やかに推進員の補充に努めなければならないと規定がされておりますが、来年 4 月の改選を迎えること、来月から新たな委員を募集することから、補充は行わない方向で考えている。

議 長

他に意見を求めたが意見がないため、第 3 2 号議案について採決を行ったところ、全員賛成で同意することを宣した。

**議案第 3 3 号**

**令和 6 年度 9 月期農地利用集積計画の承認について**

議 長

議案第 3 3 号令和 6 年度 9 月期農用地利用集積計画の承認について、担当課である農政課より説明を求めた。

農 政 課  
議 長

計画の概要を説明する。

この件について意見を求める。

中間管理機構に貸し出すとしても名称は変わらないのか。

農 政 課

今年度中は集積計画で行うよう中間管理機構より言われている。今後、移行すると、農用地利用集積等促進計画ってということで、審議していただくことになります。

新木農業委員

農地経営基盤強化促進法が令和 5 年 4 月に変わっているが、農地の貸し借りをする場合は中間管理機構を使うのか。来年 3 月までは経過措置があるのではないかと。

農 政 課 中間管理機構に確認しているが、まだ、様式が定まっていないので、経過措置の利用権を使っています。

新木農業委員 窓口での相談の際、面積によって農地法第3条でやってくださいとか中間管理機構でとか相談にのっているのか。

農 政 課 本当は中間管理機構に移行したいが、様式が整い次第…。窓口ではいろいろ聞き取りしながら案内をしています。

内田農業委員 この前の研修で、中間管理機構に直接申請するのではなく、市町村が事務を代行するような手続きをすれば、特例措置で市が事後報告すればいいときいているが。

農 政 課 もしかしたら県からの権限委譲の話ですか。そういった話を聞いているが、他市の状況も確認しているが、そこまでやっていることはきいておらず、中間管理機構の様式が整っていなく、移行していないので、まだそこまでは…。

議 長 どちらにしても4月から中間管理機構だから

内田農業委員 普通に借りようとしても3か月位かかるから早目に動かないといけない。

市村推進委員 期間が15年とあるが、これは農政課のほうでそうしたのか

農 政 課 双方の話し合いで決定した。

議 長 本件について他に意見を求めたが意見がないため、第33号議案について採決を行ったところ、全員賛成で承認することを宣した。

**議案第34号 令和6年度9月期農地利用集積等促進計画案に対する意見について**

議 長 議案第34号令和6年度9月期農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、担当課である農政課より説明を求めた。

農 政 課 計画案の概要を説明する。

議 長 この件について意見を求める。

- 新木農業委員 新たに設定を受ける國嶋氏は議案書 23 ページの合意解約の通知のところに記載されている大塚氏ところでいいのか。一旦中間管理機構が現耕作者と合意解約をした上で、改めて貸し付けるということか。
- 農政課 議 長 その通りです。  
中間管理機構が借り受けて誰かに貸し付ける場合、耕作者が変わるとこの様な手続きをしなくてはならない。
- 内田農業委員 先ほどの議案書 23 ページの合意解約ですが、登記・現況とも畑だが、この利用集積では地目が田に変わっている。
- 議 長 あの場所、土地改良区の地目は畑がほとんどで田は一部しかない。昔は桑をつくっていた。昭和 30 年、40 年頃に用水路を作ってから田になった。
- 農政課 議 長 すみません。23 ページの畑になっているところは田になります。ご指摘ありがとうございます。失礼いたしました。
- 議 長 本件について他に意見を求めたが意見がないため、議案第 34 号について採決を行ったところ、全員賛成で意見なしとすることを宣した。
- 議案第 35 号 農地利用最適化推進委員の区域割り（案）について**
- 議 長 議案第 35 号農地利用最適化推進委員の区域割り（案）について、事務局より説明を求めた。
- 事務局 改選を迎え、推進委員の定数の見直しが必要である。推進委員の定数は農地面積 100 ヘクタールに一人としており、前回改選期の面積は 810 ヘクタールあったことから 9 人となっておりますが、今回 770 ヘクタールになったことから 8 人に変更する必要があるため、9 月議会に定数条例改定を上程している。これに伴い、区域の見直しを提案する。具体的には大石地区を 3 地区から 2 地区に変更し、上平地区、大谷地区に一部振り分けていた上尾地区を元に戻します。
- 議 長 この件について意見を求める。

内田農業委員 来週の議会上程で、承認されると直ぐに定数8となってしまうのか。来年の4月で変わるのか。  
事務局長 こちらの定数は新しい委員から適用されます。  
議長 本件について他に意見を求めたが意見がないため、議案第35号について採決を行ったところ、  
全員賛成で承認することを宣した。

5 報告第1号専決処分について

- (1) 農地法第4条の届出の受理について
- (2) 農地法第5条の届出の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の合意解約の通知について
- (4) 上尾市農地利用最適化推進委員の推薦の求め及び募集の方法等に関する要綱の一部改正について

6 閉会

議長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後3時29分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和6年9月25日

議 長

署名委員

署名委員